

格付実績報告有機農産物分類基準(目安)

1	野菜	タケノコ、大麦若葉、明日葉及びイチゴ、メロン、スイカ等の果実的野菜類を含む。スプラウト類を除く。
2	スプラウト類	
3	果樹	
4	米	稲
5	麦	小麦、大麦
6	そば	
7	大豆	
8	その他豆類	落花生含む
9	雑穀類	トウモロコシ、きび、アマランサス など
10	ごま	
11	緑茶	生葉、荒茶
12	その他茶葉	紅茶の生葉(注1)、ルイボス など
13	コーヒー生豆	
14	ナッツ類	栗を含む
15	さとうきび	
16	こんにゃく芋	
17	パームフルーツ	
18	きのこ類	
19	桑葉	
20	植物種子	ひまわりの種、菜種、亜麻の種 など
21	香辛野菜、香辛料原料品	ハーブを含む(注2)
22	カエデの樹液	
23	その他の農産物	1～22以外の農産物

注1：紅茶の荒茶は加工食品に分類されます(農産物ではありません)。紅茶の場合、有機農産物の生産行程管理者が格付けできるのは生葉だけで、荒茶は有機加工食品の生産行程管理者でなければ格付できません。

注2：乾燥ハーブ、ハーブティーは加工食品です。農産物ではありません。